

宗教法人運営のための 法律入門

宗教法人の管理運営 10



代表役員代務者・責任役員代務者②

<代務者の選任方法>

代務者の選任方法は規則で定めなければなりません。通常、代表役員代務者の選び方は、充当制と任命制に分かれます。この充当制や任命制の説明は代表役員の項で述べましたので参照してください(No.642 2019年7月「宗教法人の管理運営(6)」参照)。

責任役員代務者の選任方法にはいくつかの例があります。例えば、総代が選定して代表役員が任命するもの、他の責任役員及び総代の同意を得て代表役員が選任する方法、その他の宗教法人の機関が選任する方法等々があります。いずれの場合でも、選任方法は宗教法人規則に必ず記載しなければならない事項です(宗教法人法第12条1項5号)。

<代務者の職務権限>

代務者の職務は宗教法人規則に定められたとおり、代表役員または責任役員に代わってその職務を行うことです(宗教法人法第20条2項)。その権限の範囲も宗教法人規則に定めるところによりますから(宗教法人法第12条1項5号)、法人における重要な事務である財産処分や包括関係の設定または廃止や合併・解散等に関して、代務者の職務権限を制限することは可能です。

宗教法人規則に定めのない場合には、代表役員または責任役員と同様の権限を行使できると考えられています。が、通常は法人の事務に支障がない限り、代表役員代務者については職務の臨時性にかんがみ、控え目にすることが望まれます。

<代務者の任期>

代表役員代務者及び責任役員代務者の任期は、代務者を置く必要のある事情や理由が存続している間です。従ってその事情や理由がなくなれば任期は終了し、代務者は当然退任することになります。このことは通常宗教法人規則に明記されています。

例えば代表役員が病気のためその代務者を置いた場合、その後代表役員が死亡したときには、今までの代表役員代務者は当然のことながら退任します。その上で新しく代表役員を選任するか、それが困難な場合には、新たに代表役員代務者を選任することになります。

退任・辞任・解任等については責任役員や代表役員の場合と同様ですから、そこで述べたところを参照して下さい(No.641 2019年4月「宗教法人の管理運営(5)」参照)。

<代表役員代務者の公示>

代表役員代務者についても公示が必要となります。公示の方法については代表役員の場合と同じです。即ち、代表役員代務者の公示方法は、まず登記です。宗教法人法は代表権を有する者の氏名や住所及び資格を登記しなければならない旨を規定しています(宗教法人法第5条2項6号)。代表役員や代表役員代務者に異動がある場合には、変更の登記をしなければなりません(宗教法人法第5条3号)。

登記以外の公示として役員名簿の作成と備え付けがあげられます。宗教法人法は宗教法人の事務所に役員名簿を備え付けることを義務づけています(宗教法人法第25条2項2号)。この役員の中には代表役員代務者も含まれています。

<責任役員代務者の公示>

責任役員も責任役員代務者も登記することは不用です。しかし、役員名簿に記載しなければならないことは、代表役員と同じです。

作成・監修 弁護士 長谷川正浩